

令和3年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和3年6月8日 午後1時30分 開 議

出席委員

委員長	来 栖 丈 治
副委員長	小 倉 博
委員	矢 口 龍 人
委員	鈴 木 良 道
委員	中 根 光 男
委員	佐 藤 文 雄
委員	加 固 豊 治
委員	古 橋 智 樹
委員	田 谷 文 子
委員	川 村 成 二
委員	設 楽 健 夫
委員	櫻 井 繁 行
委員	宮 嶋 謙
委員	久 松 公 生
委員	櫻 井 健 一

欠席委員

な し

出席説明者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市長公室長	木 村 俊 夫
総 務 部 長	大久保 昌 明
市 民 部 長	山 内 美 則
保健福祉部長	君 山 悟
産業経済部長	大久保 定 夫
理 事	高 井 淳
教 育 部 長	田 崎 守 一
政策経営課長	槌 田 浩 幸
総 務 課 長	豊 崎 伴 之
危機管理課長	大和田 浩
検査管財課長	加 藤 洋 一

税務課長	小泉一司
市民課長	関克明
子ども家庭課長	斎藤隆男
健康づくり増進課長	川原場宗徳
地域未来投資推進課長	坂本重男
観光課長	貝塚裕行
学校教育課長	岩井雄一郎

出席書記名

都市整備課	池澤雄基
農林水産課	石田聖奈
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	澤田幸一

議 事 日 程

令和3年6月8日（火曜日）午後1時30分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (3) 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (4) 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (5) 議案第35号 千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (6) 議案第36号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- (7) 議案第37号 公用車による事故の損害賠償額及び和解について
- (8) 議案第39号 （仮称）千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事請負契約の締結について

開 会 午後1時30分

○来栖丈治委員長

こんにちは。

定刻より若干早いわけですが、そろっておりますので、進めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和3年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名します。

都市整備課 池澤雄基君、農林水産課 石田聖奈君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

改めまして、委員の皆様方には、令和3年第2回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして誠にありがとうございます。

昨日、本会議から付託をされました案件につきまして、慎重に審査をいただきまして可決いただきますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○来栖丈治委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

総務部から、補足説明等はありませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきましては、追加説明はありません。よろしく願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

内容的に、税収の安定的な確保と納税者の負担軽減を図る。両方、案でこのバランスを取るというような中身になっておりまして、固定資産関係と軽自動車関係と個人市民税関係、これが適用になるとしております。そういう意味で、当市への影響額の試算はあるのか、お聞きしたいと思います。この軽自動車税が、こういう形で営業車だけが軽減をされているようですけれども、ここら辺も同じように説明していただけますか。最終的に、今私が言った当市への影響額ですね、1、2、3、それぞれ教えてください。

○税務課長（小泉一司君）

最初に、固定資産税関係の課税標準額の据置きによります市における影響額ですけれども、金額で85万5674円減額となっております。

次に、軽自動車関係です。

4月1日現在、今回、改正になります営業の乗用車、あと自家用の貨物、営業車の貨物車の改正部分に関する登録は当市ではございません。

住宅ローン関係で、令和3年度住宅ローン控除の適用を受けた人数ですが、735人で金額といたしましては5062万5000円が令和3年度の住宅ローン控除の適用を受けている人数となっております。

影響額は今後、次年度の申告を確認してからでないと、はっきりした数字は申し上げることが今の段階ではできません。

○来栖丈治委員長

あと営業車の部分ですね。説明が漏れていると思います。営業車と自家用車との違いの部分。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時36分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時37分]

○税務課長（小泉一司君）

すみません。失礼しました。

今回の改正では、営業車の乗用車に限りましては、25%、50%、75%の軽減を適用となっておりますが、自家用の貨物、営業の貨物に関しては、75%の軽減のみということの改正となっておりますので、それに基づいて改正しております。

○佐藤文雄委員

グリーンカー特例、軽自動車税ね。グリーンカー特例の延長ということで当市には登録がないということは、自家用車とか営業車なんかもグリーンカー特例なんかはやっていると思うんだけど、これがゼロというのはどういうことなのでしょう。ほかの市町村もゼロになってしまうのでしょうかね、この辺が分からないので。

○税務課長（小泉一司君）

今回の改正によります登録は現在ないということですがけれども、自家用自動車の 50%軽課は 30 台、25%軽課は 269 台ございます。

○佐藤文雄委員

つまり軽減というか 50%軽減、25%軽減は全くないから、その分はありませんよという意味ですね。自家用貨物か、貨物だからね。普通の自家用車じゃないから、そういうことですね。分かりました。

○来栖丈治委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（木村俊夫君）

承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 14 号）でございますが、政策経営課長より補足の説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

説明をさせていただきます。

議案概要書につきましては、お手元のタブレット端末のとおりでございます。

なお、議案集につきましては、26 ページからの専決処分書となりまして、28 ページをご覧いただきたいと存じます。

今回、令和 3 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただいておりますのは、第 1 表にございますとおり繰越明許費の補正でございます。補正をさせていただきました理由といたしましては、まず、令和 2 年度補正予算（第 10 号）におきまして、期日といたしましては、令和 3 年 1 月 15 日に繰越明許の新型コロナウイルスワクチン接種事業におきます繰越明許費の設定をさせていただいております。この金額

といたしまして 5154 万 7000 円でございます。後の令和 2 年度補正予算（第 12 号）期日といたしまして、令和 3 年 2 月 15 日でございますけれども、こちらの繰越明許費の補正をさせていただいてございまして、2 億 1547 万 2000 円を設定させていただきました。後の 3 月 24 日、繰越明許費の確認をいたしておりましたところ、繰越明許費の設定に差異を発見したため、3 月 31 日、補正予算（第 14 号）におきまして、2 億 6701 万 9000 円の繰越明許費の補正の設定をさせていただき、専決処分をしたものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

間違った理由というのは何かありますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

理由といたしましては、補正予算（第 12 号）におきまして、本来であれば 2 億 6701 万 9000 円の補正をすべきところ、補正前の額を足し込まなかったというミスでございまして、単純な計算ミスということでございます。皆様方にはご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

その数字ちょっと書き取れなかったもので、数字、本当はね、補正がこうだよと前のものあれば分かったのしょうけれども、そこは前のものがないので、比較しようがなかったもので、そういうのを一覧みたいな形で出していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、後刻、本日中に出せると思いますので、提出させていただきます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、私のほうから概要等についてご説明申し上げます。

今回、令和3年度一般会計補正予算（第1号）ということで専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯の生活の支援を行うために、特別給付金を支給するということになりました。それに向けての予算として専決処分を行いまして、特に児童扶養手当の受給者については、4月中に支給を下さいということで国のほうの指示がありました。それに向けまして準備を進めて、補正予算を専決処分させていただいた内容になってございます。

なお、詳細につきましては、担当課の子ども家庭課、斎藤課長からの説明とさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは説明させていただきます。

議案集の29ページからが要旨になっているのですが、詳細につきましては、37ページをお願いしたいと思います。

まず歳入ですが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉補助金2676万3000円になります。内訳としましては、事業費としまして2,520万円、事務費として156万3000円となります。

引き続きまして、次のページをお願いします。歳出となります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、02の児童扶養手当支給事業2676万3000円となります。うち18節の子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯分としまして2,520万円が給付費となります。そのほかの項目につきましては、こちらの支給に関する事務費となります。

先ほど君山部長から説明がありましたように、新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化する中で低所得者のひとり親の子育て世帯の生活支援を行うものとして、ひとり親世帯の子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。先ほど申し上げたように、歳入歳出イコールでしたので、国費10分の10というようになっているものでございます。

支給対象者の主なものとしましては、児童扶養手当を受給している世帯となりまして、このほかに遺族年金、障害者年金などの受給によりまして、児童扶養手当が停止している世帯、また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したひとり親世帯なども申請の対象となりまして、給付件数は504件、世帯数ですと350件前後を見込んでおりまして、先ほど君山部長から説明がありましたように、4月中の給付ということで、児童扶養手当対象者には4月27日に給付をさせていただいたところがございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

低所得者という概念が、今述べられたと思うんです。ちょっと書き取れなかったもので、低所得者という概念、これを一応整理して、数字も併せて後で出していただけますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

概要につきましては、制度のチラシがございますので、後日提出させていただいて、そもそも児童扶養手当のほうでの支給の対象となる所得制限とかがございますので、そちらに該当すればということになりますので、そちらのチラシを提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○来栖丈治委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）でございますが、議案集48ページをお願いいたします。

歳出予算としまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、16感染症対策事業費406万1000円の計上でございますが、こちらにつきましては、総務部検査管財課の所管いたします分と保健福祉部健康づくり増進課の部分が合算されております。そのため、若干補足の説明をさせていただきたいと思います。

今度は、議案概要書の12ページをお願いいたします。

議案概要書のほうに、感染症対策事業ということで406万1000円、4項目にわたりまして計上をさせて記載をさせていただいておりますが、検査管財課所管分につきましては、一番上の両庁舎各課窓口対応用アクリル板51万4000円、2番目の電解水自動噴霧器40万7000円が所管の予算となります。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

続きまして、健康づくり増進課分につきましては、担当課であります健康づくり増進課の川原場課長よりの説明とさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、議案概要書 12 ページでございます。

3 番目、4 番目、健康づくり増進課となっておりますが、自宅療養者食料品配布委託としまして、新型コロナウイルス陽性者の中で自宅療養を行う人が食料等を購入するすべがない場合、その支援として配送業者等を使い、自宅へ食料等の配送をするものでございます。補正額としましては 50 万円を計上させていただきました。

その下の部分、新型コロナウイルス抗原検査キットでございます。

こちらにつきましては、保育所または学校等での集団生活におきまして、万一陽性者が出た場合、濃厚接触者で PCR 検査対象者以外の接触者の方たちの自主検査等の使用目的として計上したものでございます。金額にしましては 264 万円を計上させていただきました。

○来栖丈治委員長

以上で、説明がおわりました。

それでは健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この抗原検査キットというのは、1 万 2000 円で 200 箱ということは、1 セットあたりは 1,200 円ぐらいのものなのですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、1,200 円ということなので、もっと検査を希望する人にはどんどんやってやったらいいんじゃないかと思うんだけど、これは、今現在は市にどの程度あるのですか、この備蓄品は。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

今回購入しました 1 箱が 10 セット入っているものが 200 箱で、2,000 回分は今現在持っているところでございます。

○矢口龍人委員

だから、その前後というか、その前にはなくて、この専決の補正予算の中で購入した分が市の持ち物ですということですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

はい、そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

いやだから、1 回 1,200 円でしょう、これ。もっとたくさん購入して、それで希望者にどんどん与えてやったらいいと思うんだよね。どうなのですか。そういうふうな考えはないのですか。これさっきおっしゃったのは教育関係と、もし集団でコロナが発生したら使いますという説明でしたよね。ちょっとおかしいんじゃないですか。もっとどんどん使って、心配している人には与えてあげたらいいんじゃない

いですか。そういうふうな考え方というのはないのですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回、購入しました抗原検査キットでございますけれども、一応、簡易版ということで、試しとってはおかしいですけれども、粘液を取って簡易に調べるキットでございます。取りあえず2,000セットということで買まして、その時点では希望する方に配るといような考えはなかったものですが、現在、ワクチン接種のほうを進めていますので、そちらのほうがある程度進めば、キットのほうもそうは需要もないのかなということも思いました関係で、今回2,000セットということで計上させていただいた内容でございます。

○矢口龍人委員

ですから、PCR検査というと結構高くなるし大がかりになるという感じはしますが、これ唾液を取ってやる検査キットだと思うんですね。違うのですか。いずれにしても、やはり心配している方たくさんいますので、まだまだ64歳以下の接種というのはいつになるか分からないでしょうから。やはりそういうところではもう一歩進んでというか、ちょっと遅れているのかなと思うんですが、そういうものをやはりどんどん市民のほうに公開して使ってもらうようにしたらいいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいまのご意見に対してでございますけれども、予算的なものもありますので、関係するところと相談をしてみないと何とも言えませんけれども、一応相談をしてみたいと思います。

○佐藤文雄委員

関連してなんですが、県の感染症対策課の6月6日現在4月以降発生した可能性が否定できないクラスターというのがありまして、当市は5月15日に公表した市内の事業所5人、これがいわゆる可能性が否定できないクラスターだと言われているんです。いろいろ見ますと、やはり保育施設とかほかのところですよ。高齢者施設とか学校等もあります。笠間市では2月に県の検査対象外の施設職員や保育士ら希望者に検査を無料実施、想定の8割に近い2,100人が受けたというふうになっているんです。今2,000人と言ったよね。つまりこういう2,000セットを有効にまず活用してみたらいかがですか、どうでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回購入しました2,000セットですが、確かに小学校とか保育園などに活用するというのも一つの方法として、今回買った状況でございますけれども、説明にもありましたように、仮に学校なり保育園なりで陽性者が出て、通常、濃厚接触の方はPCR検査は受けますけれども、濃厚接触に当たらないというような方が発生した場合には、どうしてもPCR検査ができないものですから。代わりに簡易ではありますけれども、抗原検査キットのほうをお配りして検査をしていただくというようなことで、今回そろえさせていただいた内容でございます。

○佐藤文雄委員

答弁になっていないでしょうよ。そうやって活用したらどうですかと聞いているんだよ。笠間市では2,100人だよ。これ2,000個あるんでしょう。やってみたらどうですかと、答えになっていないでしょう。やってみたらどうですか。だって専決処分してやったんでしょう。全部あるんでしょうよ。専決しているのだから。早めにやったほうがいいですよ。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいまありましたように、施設関係、特に保育園とかの関係ですが、配りまして簡易であり

ますけれども、検査を受けていただく。1箱10セットになりますので、どのくらいの方がいるかというのは、まだ把握していないものですが、配れる方向で考えてみたいと思います。

○佐藤文雄委員

やはり行政検査というのは、保健所が開始するんだよね。いわゆる濃厚接触者じゃないとできないんだよ。この前、私が風邪引いて熱を出したんです。これ風邪というのは分かっていたんですけども、うちの奥さんは保育士で園長をやっているんです。そうしたら、その保育園では熱があるとか具合が悪いとかいうお宅については、保育園に来なくていいですよ。これは保護者も同じなんです。そういうことで、すぐPCR検査を受けてよというふうに言われた。すぐには受けられなかったです。ですから、私たちは65歳以上ね、やれるということなので、介護長寿課にお願いして、月曜日ウエルネスプラザでやったんです。そうしたら何も返事がなかったからよかったのですが、どうしてもそういう熱を出した場合とかというと、どうしてもそうなるんですが、やはり今クラスターがあちこちで出ている。保育園だけじゃなくて、学校だって一時休校したことない。全く感染症の問題で、1日もこの当市では学校を休校にしていないということありますか。学校が休校になっているところないですか。だからやるべきなんです。だから、いつでもできるようにする。こういう簡易なプール方式というのがあるわけでしょう。それを活用していくということが大事なことだと思うのだけれども、どうですか、そこら辺は。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回の簡易抗原検査キットですけれども、ただいま申しあげましたように、学校とか保育園などの集団生活やっている方の特に教職員とか保育士関係に使っていただくというのも方法ですので、配れる方向で考えていきたいと思います。

○佐藤文雄委員

よろしくお願ひしたいのです。まだまだ65歳以上のワクチン接種は8月までずれ込むわけでしょう。それからだからね。集団免疫は出ていないわけだから。やはり常にこういうことも考えていくということで、ぜひ実行していただきたいということです。よろしくお願ひします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいま佐藤委員のほうからありましたように、できる方向で私のほうも動きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宮嶋 謙委員

自宅療養者食料品配布委託の中身について、詳しく教えていただけますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

配送品の中身としましては、パックのご飯、それからインスタントスープまたはカップ麺、それからレトルト食品、缶詰、それから飲料、あとはティッシュとかウエットティッシュ類、そういうものを入れるような形でお願ひしてございます。

○宮嶋 謙委員

これは、1人何日分の食料なのか。それから金額的にこの1万円分の実際の食料、物品の費用と配送費とあると思うんですが、その辺の内訳も教えてもらいたいですけれども。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

こちらのほうは、1人につき5日間を基にした分量で考えてございます。金額につきましては、商品代としまして約5,000円、それと事務手数料、箱代、それから送料を含めまして合計約7,500円が1回分の配送分という形となっております。

○宮嶋 謙委員

これ1件単価1万円になっていますけれども、7,500円との差額2,500円は何ですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

申し訳ございません。これ、もともと当初の予定で見積もった際に、その委託先としてまだ決まっていなかったものですから、概算で出ささせていただきましたものでございます。

○宮嶋 謙委員

ということは、実際には50件以上できるということでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

はい、額的にはその1件7,500円前後ですので、その50万円で割り返した金額までの件数までは可能です。

○宮嶋 謙委員

これまで自宅療養をなさった方、それから、こういうような食料配布の支援を受けた方の件数をお願いします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

かすみがうら市としては、この話、委託させていただいてからの実績はまだないところでございます。

○宮嶋 謙委員

これまで自宅療養された方は何人ですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そちらの数につきましては、保健所では把握しているのですが、市町村までその市ごとの自宅待機者というもののデータがいただけないもので、実際何人かというのはお答えできない状況でございます。

○宮嶋 謙委員

自宅療養者の情報がないと配れないと思うんですけれども、どういうふうに運用されるのですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

直接こちらから自宅療養者へアプローチはできないものですから、自宅療養者の情報としまして保健所のほうで聞き取りをする際に、そういう方がいらっしゃった場合には、市のほうに連絡をしてくださいと。個人情報その場で市のほうに伝えても大丈夫という方がいた場合には、そういう形でお知らせさせていただいて、その後、こちらのほうから1回ご連絡さしあげて、こういうサービスですというのを伝えて了承してもらえれば、配布委託を進めるような形で考えております。

○宮嶋 謙委員

保健所からのアナウンスで自宅療養になった人が、自ら市に申請すれば食料品が届けられるというような段取りだということですね。現状、新型コロナに感染したということが判明した人たちが、療養施設に入れているのか入っていないのか。要は足りているのか足りていないのかという問題は、把握しないと困ると思うんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○保健福祉部長（君山 悟君）

いわゆる自宅療養になる方ですけれども、県のほうでは原則軽症の方は施設入所を進めているということです。しかし、諸般の事情により自宅療養を選ぶ方、あるいは施設に入りたくないということで、自宅療養を選ぶ方がいるというふうに聞いております。あくまでも、施設に入っていくのは強制はできませんので、ご本人が、施設のほうがいいということになれば、施設のほうで療養していただく。あるいは、自分は自宅のほうで療養したいといった方は、もう自宅療養ということになってしまいますので、実際、県のデータ発表でも軽症者の宿泊者の数より多分自宅療養の方のほう若干多く発表になっ

ているような気がしました。ということで、あくまでも本人の選択ですので、先ほど課長からありましたように、実際、市内の陽性になった方で自宅療養になっている方というのは、ちょっと数字的な把握はできないですけれども、説明ありましたように、あくまでも保健所のほうからアナウンスしていただいて、希望される場合には、本人の希望で自分の名前とか住所の個人情報を市のほうにお知らせしても構わないという条件のもとで、今回あった方に対しては食料の支援ということで配送するような流れになってございます。

○川村成二委員

抗原検査キットの取り扱いですが、PCR検査はウイルスの遺伝子の有無を検査しますが、抗原検査は、ウイルス自体のたんぱく質を検査して判断するわけですけれども、やはりPCR検査よりは精度が落ちます。そういうことからすると、陽性者が発生した場合のクラスターが発生した場合ですね、濃厚接触者の指名を受けない方々に対して、やはり心配ですので、市として抗原検査キットは適正な在庫を持って、そういったクラスター等発生した状況で即時対応できる体制も必要ですので、適正な在庫という管理を私はしていくべきだと考えております。今回2,000セット購入されたわけですけれども、そういう取り扱いについては、そういう新型コロナの動向を見ながら市として対応していくようにしていただきたい。その場合、学校や保育所だけ対応するのか。そのほか人が集まるような状況で疑われた場合には、一般の市民に対しても対応するのか。その辺については、どのように考えているのか、お聞かせください。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回、初めて簡易の抗原検査キットをそろえておくことになりました。私どものほうも、初めての経験だったので、まずは小学校とか保育園というようなことで考えてございました。今、川村委員からありましたように、今回2,000セットですけれども、考えによって、もう少し在庫をある程度の一定数を持って、例えば、今から災害が起きた場合の避難所でも多分活用されることがあると思います。そういうことを考えれば、ある程度の在庫数を持つのも一つの方法だというふうには思っております。

また、あくまでも学校とか保育園というふうに限るのではなくて、ある程度の集団で発生したというような場合に、当然心配な方は、簡易キットでできるような方向でやるのが一番かと思っておりますので、それも在庫の量と合わせまして、ある程度の数量を持ちまして、少し幅を広げてやっていく方法も検討したいと思っております。

予算的なものも関係しますので、財政当局のほうとも相談をしまして、在庫を持って、ある程度幅を広げるようなことで検討してみたいと思っております。

○川村成二委員

この新型コロナウイルスの検査に関しては、あと抗体検査というキットもございしますが、PCR検査以外の検査キットについては抗原検査だけ対応するのか、抗体検査も含めてやるのか。何か市のほうで検討した経過というのはあるのでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

市のほうで今回検討したのはあくまでも抗原ということで、それに限ってしか考えていませんでした。確かに抗原のほかには抗体検査というのがあるのは承知しております。そこまでちょっと考えが至らなかったんですけれども、抗体検査も含めて、ただ、検査キットがどういうものがあるかというのを把握していないものですから。そういうのも調べた上で、抗原あるいは抗体、どちらがいいのかというのはあるかと思っております。そういうもろもろも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○櫻井健一委員

すみません。検査キットの運用のほうですが、他市で遅れて成人式などを開催した市では、このような検査キットで陽性が出た方には退出していただいたり、出席を控えてもらうというような形で式典を開いたというような事例もあると思うのですが、そのような使い方というのは、お考えの中にあるのでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回、抗原検査キットの使途ということでございますけれども、先ほど、各委員からご質問ありますように、なるべく小学校とか保育園の教職員の方に限るんじゃないじゃなくて、もう少し市民の方にも幅を広げてというようなことで、あと、川村委員からありましたように、後で在庫を持った上で、幅を広げてということも今ありましたように、成人式に参加される方も当然市民でありますので、そういうことも含めて検討してみたいと思います。

○櫻井健一委員

こういうコロナ禍でたくさんの人が集まれないというところで、打開策の一つとなる可能性がありますので、そのような使い方も考慮していただいて、これから集まりの機会が増えることをお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○佐藤文雄委員

自宅療養者というか、これが逆に今は家庭内感染を広げるという大きな要因になっているんです。ですから、自宅療養を減らしていくというのが大事なことなんじゃないかなというふうに思いますので、こういう宿泊療養というのをきちっと進めていくということが大事だと思うんです。そういう意味では、保健所との連携プレー、これが非常に大事になってくると思います。50件というふうに積算したのは、これは保健所から一定程度の情報があって、50件というふうになったんじゃないかなと思うので、その保健所との連携プレーについては、どういうふうになっているのでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

佐藤委員からありましたように、原則はあくまでも軽症の方であっても宿泊施設に入ってもらうのが、もうこれは県及び国の基本的な姿勢ということで聞いてございます。中には諸般の事情があるとか、どうしても宿泊施設に入るのが嫌だという方も出てくるというのは聞いてございます。件数につきましても、大体このくらいになるのかなど。はっきりした件数というものは保健所のほうでもちょっと教えていただけなかったんですけども、大体年間でいうと、このくらいになるのかなというような概算的な数字で教えてもらいました。これの事業に関しましては、あくまでも保健所と連携をしないと市単独だとできない事業でございます。その点につきましては、保健所とも連携を取りながら事業のほうを進めていきたいというふうに思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号 千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育委員会から、特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（田崎守一君）

議案第 35 号 千代田地区学校統合及び市立小中学校一貫教育完全実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案集は 49 ページでございます。議案概要書、タブレット端末では 13 ページとなります。補足説明等は特にございません。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。 [午後 2時27分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

次に、議案第 36 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

市民部から、特に説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 36 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、市民部所管の事業に

つきまして、補足説明を申し上げます。

議案集②の9ページからでございます、市民課分は17ページでございます。

議案概要書②の5ページ、1番、住民基本台帳事業でございます。

内容につきましては、市民課の関課長から説明をいたします。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民課長（関 克明君）

議案第36号、市民課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

議案集②の17ページをお願いいたします。上段になります。

議案概要書②は5ページになります。

それでは、2款3項1目03 住民基本台帳事業住基ネットCS及び統合端末アプリ導入業務委託104万5000円でございます。

内容につきましては、デジタル手続法の改正に伴うもので、現在、国外に転出される方につきましては、住民票が消除されることで個人番号カードと公的個人認証の利用ができなくなります。今後につきましては、国外転出後も個人番号カードと公的個人認証が継続して利用が可能となるように、本年度住基ネット機器へアプリケーションソフトの導入を行うことで、戸籍関係情報との連携ができるようにするためのものがございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

よく分かりませんが、いずれにしても、これ一般財源になっているのですが、国とかの補助なんかはないのですか。こういうのを海外が云々かんぬんと言っているから、当市、ほかのところもみんな一般財源でこういうことをやっているのですか。

○市民課長（関 克明君）

補助金の関係につきましては、今回、県のほうに確認を取ってございますが、今回アプリの導入の作業ということでございまして、通常システムの改修でしたら補助対象になるということなのですが、今回は導入作業ということですので、補助対象外ということでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

続きまして、子ども家庭課分の補正予算になります。

補正の内容につきましては、先ほど、承認第5号で説明しました補正予算第1号の内容と同じで、今回の補正予算は、子育て世帯生活支援特別給付金で、ひとり親世帯以外の分ということで計上してございます。

事業の内容につきましては、児童手当等の受給者で、令和3年度住民税均等割が非課税の方等が主な対象者になってございます。支給額につきましては、先ほどのひとり親世帯と同様に、児童1人当たり一律5万円というような内容になってございます。

詳細につきましては、担当であります子ども家庭課の斎藤課長よりの説明とさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、議案概要書につきましては、5ページ2番目の児童手当支給事業になります。

議案集につきましては、16ページの歳入のほうから説明させていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金3378万6000円を計上しております。内訳としましては、子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分として書いてあるものでございまして、事業費としまして3,255万円、事務費としまして123万6000円の国補助分となります。

次のページをお願いいたします。

今度は歳出でございます。

2段目、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、05児童手当支給事業として3378万6000円、国庫の歳入と同額を計上しております。低所得の子育て世帯生活特別給付金として18節で3,255万円、それ以外のものにつきましては、システム改修費などの事務費を計上しているものでございます。説明が繰り返しになるかもしれませんが、1人当たりの給付は5万円ということで、先ほどのひとり親と同様のものがございます。対象者が児童手当の受給者で、令和3年度の住民税が均等割非課税の方が対象となります。

そのほか、新型コロナの影響で家計が急変した世帯とかも申請により対象となりまして、支給見込は651件を計上しておりまして、世帯数に換算しますと、430件前後を見込んでおります。こちらは給付のスケジュールとしましては、やはり早めがよろしいということで考えておりまして、いろいろ準備はございますが、7月上旬にはできるように努めていきたいとしているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これもチラシか何かあるのですか。ありましたらよろしくお願いします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは後日、チラシのほうを提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○来栖丈治委員長

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて産業経済部理事から、特に補足説明等はございませんか。

○理事（高井 淳君）

続いて、令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）でございますが、地域未来投資推進課から計3事業計上してございます。

詳細につきましては、地域未来投資推進課の坂本課長よりご説明申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案集②の17ページをご覧くださいと思います。

中段でございます7款1項2目商工振興費中、03 中小企業対策事業の事業継続力強化促進奨励金1,000万円でございます。こちらにつきましては、議案概要書②の6ページの資料にて説明をさせていただきますので、タブレット端末をご覧くださいと思います。

本年度におきましても、感染拡大市町村の指定を受けるなど、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策が求められておりますことから、自然災害や感染症のリスクを想定し、国から事業継続力強化計画の認定を受け、感染症対策に取り組む中小企業者に対しまして奨励金を支給し、事業の継続に対する支援を行うというようなものでございます。

概要といたしましては、市内に事業所、もしくは事務所を有し自然災害に加え、感染症対策を盛り込んだ事業継続力強化計画を作成し、国の認定を受けていることに併せ認定を受けた計画を継続的に実施する意思を有している者を対象としてございます。

奨励金は10万円の定額としまして、申請期限を令和4年3月末としております。本奨励金につきましては、事業の領収書等の提出は不要としまして、計画の策定費用、防災・減災対策費用や感染症対策費用としてご利用いただいて計画を継続的に実施していただくというような考えでございます。

申請フローとしましては、事業継続力強化計画を作成していただきまして、国に提出承認を受けた後、市に奨励金を申請していただくようになります。予算額としましては、申請予定件数を100件として計上させていただきます。

次に、議案集の②の17ページにお戻りいただきしたいと思います。

次の事業、10企業立地促進事業の法人向けワーケーション実証プロジェクト運営業務委託484万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により新しい働き方としてテレワークを活用し、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションを国においても推進してございますことから、法人向けワーケーション実証プロジェクトを実施し、ワーケーションプログラムの開発実証を行いまして、企業誘致や新たな事業者の創出、関係人口の拡大などにつなげるというものでございます。

その概要としましては、東京圏の企業やテレワーカーなどを対象としまして、古民家江口屋などの宿泊施設を活用した受け入れプランとして構築できるよう、市内事業者間の連携を進めながら複数のモニターツアーを実施し、プランの検証などニーズを拾い上げるとともに、企業誘致などにつながるよう継続的な関係性を保てるような内容として考えております。

実施に当たりましては、企業版ふるさと納税の募集も進めたいと考えてございます。

次の16かすみエールプレミアム商品券事業につきましては、プレミアム商品券事業の実施に伴う費用としまして、合わせて3億937万5000円を計上させていただきます。

内容につきましては、議案概要書②の7ページの資料にて説明をさせていただきますので、タブレッ

ト端末をご覧いただきたいと思います。

かすみエールプレミアム商品券事業につきましては、昨年度、第1弾と第2弾の2回実施したところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を鑑みまして、売上げに大きな影響を受けている事業者等への支援と市民の皆様への家計支援を行うことで、市内の消費喚起及び経済下支えを目的に、昨年度に引き続き、かすみエールプレミアム商品券を発行するというようなものでございます。

事業概要といたしましては、販売期間を10月から11月末、商品券使用期間を10月から12月末として予定をしております。そのほかの内容につきましては、昨年度実施しました第2弾とほぼ同様の内容で予定をしております。実施フローとしましては、市から全世帯に購入引換券を配布しまして、販売、購入、利用、サービス提供、取扱店からの実績報告、支払いの手順となります。

予算額としましては、歳出で商品券換金見込みとして、全世帯の8割を根拠としております。昨年度は9割で予算計上をしておりましたが、第1弾の販売率が69.79%、第2弾の販売率が72.89%であったことを考慮しまして、80%の販売率として見込んでおります。また、歳入としまして、商品券の売上金を計上してございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

まず、中小企業対策事業政策の1,000万円についてお伺いしたいのですけれども、今日、高井理事もいらっしゃっていますけれども、そもそも、この支援策の申請から交付まで、どのぐらいの期間を要するのか、お伺いします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

この認定につきましては、申請先が関東経済産業局というようなこととなります。その申請方法は電子申請システムを活用しての申請、または紙での申請というような内容でございます。計画を策定していただきまして局のほうに提出しますと、この計画策定の手引きによりますと、約45日かかるというようなことで示されております。修正等がある場合は行ったり来たりの手続きが要されますので、スムーズにいった場合は45日程度というような内容となっております。

○櫻井繁行委員

申請から交付まで45日、最短でということですね。まずは予定というかところだと思うんですけども、やはり中小企業の支援策はスピード感が大事だと思うんです。今までかすみがうら市で様々な中小企業の支援策、このコロナ禍の中、行ってきているというふうに思うんですけども、なかなか普及率というか、使用率が低い状況にあると思うんです。それは1点理由を上げると、助成金だったりそういう支援金は欲しいけれども、申請が面倒だよというところが必ずあると思うんです。やはりネット環境がなかったりとか、今日、課長のお話で紙ベースでも申請ができるという、またその計画をつくるにしても、1からどのようにつくっていいかわからないとか、様々なケースバイケースで商工会員も恐らく今700社から800社いらっしゃると思うんですけども、せっかく有意義に予算を使っていくわけですから、100社の方々に有効におのおの10万円ずつ使っていただけるような事業というか、奨励金の制度にさせていただきたいというふうに思うのですが、担当課としてお考えお聞かせください。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

委員ご指摘のように、昨年度実施しました各事業それぞれ100件に満たないような状況でございます。こういった中で今回計画の取得というようなことで、そういった手続きが必要というようなこともございますので、こちらについては商工会のほうと連携しながら説明会や相談会など、さらにこの記載例ですか、そういったものも整備しまして、なるべく利用していただくように進めたいというようなことで考えております。

○櫻井繁行委員

4月から高井理事もいらしていただき、西山理事にも本当にご活躍をいただいて、さらに期待をするところなので、ぜひともしっかりとフォローアップしていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

それと、もう1点、かすみエールプレミアム商品券事業の第3弾目になってくると思うんですけども、これは課長のお話にもあったように、久松議員の一般質問にもあったように、1回目、2回目通して70%前後の販売率ということで、一般市民の方は非常にありがたいというふうに思っているんですけども、この概要というか、7ページを見ると、購入場所は現在調整中、ドライブスルーにおいても設置検討中というふうになっているのですが、従来どおり、1回目、2回目ですかね、ドライブスルーは行った。また販売についても、市内の郵便局という認識で第3弾についてもよろしいのでしょうか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

説明のほうを先ほど省略してしまいまして申し訳ありません。購入場所につきましては、現在調整中として記載してございますが、昨年同様、郵便局のほうにお願いするように考えてございまして、局のほうとは調整を進めているような状況でございます。あとドライブスルー商品券引換所の設置につきましては、第1弾の際に、最初の頃に集中したというような状況がございまして、第2弾においては、引換所の設置をさせていただいて対応したというような状況でございます。

今回の今年度の実施に当たりまして、同様に引換所の設置を検討しているというようなことで進めてございます。昨年度は1週間の期間でございましたが、今回は、土曜、日曜を2回またぐような期間で実施をできればというようなことでは予定をしているところでございます。

○櫻井繁行委員

ドライブスルーは確かに共働きといいますか、平日仕事をしている方々からは非常に有効な手段として評価いただいているというふうに思うんです。ソーシャルディスタンスもしっかり保っているというところもあります。前回、ドライブスルー行った中で、よかった点、そして今後改善しなければいけないような問題点があれば、教えていただきたいのですが。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

昨年度、実施しました段階においては特に苦情といいますか、そういったご指摘はなかったというように聞いております。ただし、前回は先ほど申し上げましたが、1週間の期間ということで、土曜、日曜が1回の期間でございました。そちらについては、今回はなるべく活用していただければというようなことで、土曜、日曜を2回またぐような期間で予定をしたいと考えているような状況でございます。

○古橋智樹委員

私は、中小企業対策事業継続力強化促進奨励金をお伺いしたいのですが、これは法人格をお持ちの方だけが対象ということですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

対象の事業者につきましては、法人のみでなく個人の事業主も対象というようなことで規定をされております。

○古橋智樹委員

そうすると、100件といったら全然足りないと思うんですけども、どういう設定で100件にしたのですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

こちらの100件の考え方ということでございますが、確かに委員ご指摘のように事業主は商工会に入っている方だけでも750件ほど聞いております。今回100件とさせていただきましたのは、昨年度各事業を何件か実施してございますが、そちらが事業継続給付金支援事業などは43件、あと新しい生活様式に対応したビジネスモデル構築支援事業が63件、さらに信用保証料補助が72件、あとデリバリーテイクアウト事業協力支援事業などは37件というような実績もございまして、そういったところから規模的には100件というようなことで計画をさせていただいたところです。

○古橋智樹委員

この※印で強靱化法ということで、防災・減災に取り組む中小企業云々とありますけれども、事業継続力強化計画と具体的に何を計画すればいいのですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

実際に事業継続力強化計画に記載する項目といたしましては、ハザードマップ等を活用した自然災害や感染症リスクの確認方法や安否確認、避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順、さらに発災した場合の人員の確保、建物、設備の保護や資金繰り対策など、具体的な事前の対策、さらに訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性を確保する取り組みなどを記載するような項目等が掲げられてございます。

○古橋智樹委員

それと条件として法人、個人事業主を問わないということですが、人を使っていたり、設備がある程度あったりという要件があるように見受けられますけれども、要件書いてないですけども、どういうペーパーだけの事業者でも申請できるのか。ちょっと切り分けが見えないですけども、補足説明していただけますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

法の中で対象者が規定されておまして、中小企業、小規模事業者が対象となるということと、個人事業主はもちろん、いわゆる一人社長の会社組織など、社員、従業員を雇用していないものも対象となるというようなこととなっております。業種による制限は設けられてございませんので、事業内容にかかわらず申請ができるというような制度です。ただし、個人事業主の場合、こちらについては、税務署へ開業届が提出をされていることが必要となるというような規定はございます。

○宮嶋 謙委員

関連ですが、これは本体といいますか、国への事業継続力強化計画を提出して認証された企業に、今度は市に申請すると10万円が支給されるという二段構えのお話だと思うんです。本体の事業化計画そのものの必要性がなければ、第2弾に移行できないと思うんですけども、事業化計画を申請して承認を受けると、どんなメリットがあるのですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

認定を受けた際のメリットというようなことですが、これは国のほうの制度上のメリットでございますが、認定を受けました中小企業者等は、税制措置や金融の支援、補助金の加点などの支援というようなことで制度の説明となっております。

融資については、低利融資、信用保証枠の拡大の金融支援、税制措置については、防災・減災設備に

対する税制措置でそういったものを設置しますと、特別償却の 20%が受けられるというようなことと、あと補助金の加点等については、国のものづくり補助金等の加点が受けられるというような支援策が用意されてございます。

○宮嶋 謙委員

ということであれば、本体の計画認定によるメリットを受けるために、この 10 万円を活用して計画策定の費用にも充てられるというふうに書いてありますので、この計画の認定を受けると、こんなメリットがありますよと。その計画策定のためには 10 万円が使えますよというようなことを、ぜひ PR していただいて、利用促進をしていただくほうが助かる企業が増えると思うんです。発電機 10 万円買うのに 3 カ月も 4 カ月も待つ企業なんかありませんから。そういった方向で PR をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

制度の周知につきましては、先ほど商工会と連携をして説明会などを計画させていただきたいというようにお答えしております。その中で国のパンフレットも周知の資料に併せてつけさせていただいて、そういったものも理解していただくようには対応したいと考えております。よろしく願いいたします。

○宮嶋 謙委員

ありがとうございます。10 万円は大して事業者には魅力にならないので、そういう方向でぜひ PR をお願いしたいと思います。

それから、プレミアム商品券ですけれども、これ 10 月じゃなくてもうちよつと早くならないですか。8 月とか 9 月とか、事業者で本当にもうぎりぎりのところに来ている事業者があると思うんですね、市内に。そういうところにぜひ使ってもらうためには、早いほうがいいと思うんです。年末まで待たせるのではなくて、もう秋にはぜひ実施できるように早めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

今回 10 月から 3 カ月間の期間で予定をさせていただきました点については、事業に参加する事業者や市民の皆さんへの周知期間、そういったものや業者の選考等を考慮して、昨年度の第 1 弾と同じ時期ということで、今は考えているような状況でございます。

ただし、委員ご指摘のように、なるべく早くというような考えはあろうかとは思いますが、昨年度の例にいきますと、昨年度の第 1 弾については、7 月 14 日に臨時会で補正予算が可決されまして、10 月に事業を開始してございます。今回の補正予算の時期を逆算しますと、9 月からの実施も可能ではあると考えられますが、1 カ月開始時期に余裕が出ますと、事業に参加する事業者や市民の皆さんへ十分な周知期間が確保できるということで、より多くの方に利用していただけるという考えと、あと 1 カ月の余裕ができますので、委託業者の選考が昨年は期間を早めるということで随意契約で実施しましたが、1 カ月期間をいただきますと、入札によって選考ができるというようなメリットがあるような状況でございます。ご意見等をいただきましたので、期間については内部で検討をさせていただければと思います。

○宮嶋 謙委員

余裕がない事業者がいますので、ぜひ最短で実施してください。お願いします。

○佐藤文雄委員

かすみエールプレミアムもいいのですが、やはり今、宮嶋委員が言ったように、かなり今大変な状況になっているんです。ですから、そういうところに持続化給付金じゃないですけども、もう早急にこういう中小業者、零細も含めて個人事業者に直接支援をするというほうにやるというのが、やはり大事

なことだと思ふんだよ。あとはそういう何人かに話を聞いたら、またかという声がありました。それから手元に金がなくて買えない。わざわざそのことで1万円でバック1万円だっちはなっている、それをどういうふうに活用するかということまで及ばない。そういう方もいらっしゃるんです。ですから、これ7割ぐらいになってしまっているんじゃないかなと思ふんです。

いずれにしても、そういうふうに直接支援も本来ならば考えるべきだったんじゃないかなというふうに私は思っております。

そこでちょっと聞きたいのですが、この全体の商工費については、地方創生臨時交付金だと思ふんですね、財源は。この繰越額がこの前、資料で私もらったのですが、かすみがうら市は繰越額が1億9971万7000円となっているんです。これ1億4113万1000円ですよ。繰越額は当市では、この私がもらったデータが正しいのかどうか分かりませんので、どのくらいなのか。まだ余っているということなのでしょうか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時15分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時15分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

委員長、お答えいたします。

現在、国から昨年度3次分としてこちらに交付されております。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、繰越というよりは、本年度使える額といたしましては1億9971万7000円という額でございます。ぴったりでございます。

○佐藤文雄委員

今回で使い果たすわけではないということになるわけですよ、そうすると。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今回の補正で、1億9900円余りの金額につきましては、充当を全てするというところでございます。

○佐藤文雄委員

後で内訳を出してください。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

本日中には提出できないと思いますので、大変申し訳ありませんけれども、お時間いただいて提出をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（大久保定夫君）

観光課 貝塚課長より補足説明をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、私のほうから議案第 36 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）に係る観光課所管分について説明をさせていただきます。

議案集②の 16 ページをお願いいたします。

まず最初に、歳入でございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、9 目商工費国庫補助金の観光費補助金になります。

こちらら地方スポーツ振興費補助金でございます。内容としましては、かすみがうらアクティビティコミッションへの補助金 1,100 万円を計上してございます。

次に、同じくその下になります。

5 目の商工費県補助金でございます。1 節の商工費補助金の自然環境整備交付金でございます。

こちらら歩崎公園園地整備ということで、あゆみ庵、それから民家園のある地域。場所ですけれども、観光の里というふうになっておりますが、そちらに係る県補助金といたしまして 351 万円を計上してございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

議案集の 17 ページになります。

17 ページ一番下から 2 番目の部分になりますが、3 目観光費の観光サイクリング事業でございます。

こちらら、かすみがうらアクティビティコミッションに対する補助金として 1,100 万円を計上してございます。こちららアクティビティコミッションを昨年度設立いたしまして、スポーツ省の所管する地域スポーツコミッションの活動再開支援事業という事業を活用いたしまして、音声ドラマ型サイクリングや謎解きサイクリング、ライドハンターズ BBQ、こういった事業を昨年度実施してまいりました。

今回につきましては、この同じスポーツ省の所管の事業でございますけれども、地域活性化活動支援事業の多角化支援ということで、その事業を活用いたしましてアウトドアレジャーのアクティビティ創出ということで、電動キックボードのツーリングであったり、サイクリングについては、これまでの層とはまたちょっと違ったライトユーザーを中心に行うロードトリップということで、ガイド付きのサイクリング、そういったものを中心に事業を起こしていくということ。

それから、多角化ということもございますので、湖上のアクティビティということで、湖上の湖上サイクリングということで、湖上で楽しむ水上自転車、そういったもののサイクリングであるとか、湖上ピクニックということで、丸い形をした SUP などを使って湖上でピクニックを楽しむと、そういった湖上のアクティビティの造成、そういった事業の取り組みを予定してございます。

こちらら事業につきましては、歳入の際に説明させていただきました地方スポーツ振興費補助金を活用いたします。こちららにつきましては、補助率定額で上限 1,100 万ということになっておりますので、その 1,100 万円を活用する予定でございます。

次に、同じページが一番下の部分になります。

4 目歩崎公園管理費の歩崎公園管理運営事業でございます。

こちらら、あゆみ庵、それから民家園がある観光の里という園地内でございますけれども、整備後、大分経過をしている関係もございまして、園路の老朽化している部分も目立つということもございます。大分地形的に窪地ということもあって水が集まりやすい場所もあるということで、排水路の一部修繕、それから台風の際に、杉のほうはどうしても倒木してしまう場所があったものですから、昨年に伐採だけはしているんですけれども、今回これらの事業の中で伐根をして、そこに新たな景観樹木を植栽するというので、園地内としましては、現在、桜と梅があるということで 3 月、4 月が花の季節になると

ということですので、それとはまた違った季節に花を咲かせるような景観樹木の植栽を予定しているところでございます。

また、園地内には休憩用のベンチもあるんですけれども、大分老朽化しているということもありますので、それらの更新、それと案内板が入り口に設置はされているんですけれども、大分見えづらいということもある。それから、この場所があゆみ庵というところで、土曜日、日曜日にはお茶のサービスしておりますけれども、歩崎の下の園地のほうから回遊性を高めて滞在時間を延ばすということで、こちらにも案内できるように案内板も新しく設置をするということで、その費用として1,000万円を計上させていただきます。こちらが18ページに工事費用として1,000万円ということで計上させていただきます。

戻りますけれども、17ページのほうには、それらの設計業務ということで50万9000円を計上させていただきます。こちらの事業につきましては、県の自然環境整備交付金、こちらを活用させていただきたいと考えております。こちらは補助率45%以内ということですが、今回は内示をいただいた額が351万円ということで、こちらの交付金を活用する予定となっております。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

すみません。私、常任委員会のメンバーなんですけれども、質問させていただきますけれども、アクティビティコミッションってどういうチームの方々が設計されているのですか。設計運用されているのかお願いします。

○観光課長（貝塚裕行君）

こちらはスポーツコミッションということで、名称はアクティビティコミッションとなっておりますけれども、本市のほうでサイクリングに力を入れてきたということで、そのスポーツであるサイクリングに着目して、このコミッションを昨年度設立したということでございます。

構成のメンバーといたしましては、かすみがうら市、それとかすみがうら市観光協会、株式会社未来づくりカンパニー、一般社団法人ルーツスポーツジャパンの4者で当面スタートさせていただくということで昨年度設立をしたところです。

今後、多角化をしていく中で、サイクリング以外の業務、スポーツ等々の事業に取り組むようになってくれば、そういった団体もこういったコミッションの中に入っていただいて取り組みを広げていくというような今後は考えを持ってございます。現在は4者で構成しております。

○櫻井繁行委員

アクティビティコミッションの1,100万円なんですけれども、以前、スポーツ庁のセミナーをお聞きして、こういったことが全国的に始まるという話があって、いよいよ本当に始まるんだなと思って今認識をしているんですけれども、先ほど課長のお話の中で、この1,100万円を活用して多角的に推進していくと思うんです。若い女性を中心に、SUPなんかは本当に需要というか人気があるので、交流人口を改めてかすみがうら市に呼び込むいい起爆剤にもなってくるというふうに思うんですけれども、今、担当課として考えていると思うんですよ、いろいろな多角的に計画を。

そういう計画書というか、青写真みたいなものがあれば、後日でもいいので提示をしていただくと、僕たちも市民に対してPRをしていけるなど、県外に対してもできると思うのですが、もしそれがあれば、いただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○観光課長（貝塚裕行君）

今後の取り組みとしまして、やはり水辺の取り組みのSUPなんかは今回のアクティビティコミッションのほうでも取り上げていきたいというふうに考えているところもありますし、現在、新型コロナウイルス感染症の関係であゆみ祭りのほうも今年度も見送りというのを決定する中で、水辺を活用したイベントということを考えております。そういった中で、やはりSUPもしくはカヌーの活用をやりたいというふうに考えております。

全体的な青写真ということでございますけれども、現在、今説明したようなものを含めた具体的な計画書を持ち合わせていません。これらの基になっているのが、以前策定した歩崎地域観光振興アクションプラン、こちらに具体的な取り組み内容は入っていない部分もございますけれども、それらの中で、例えば水辺のアクティビティを強化していきますよとか、そういった流れの中で具体的な事業としてこういう取り組みを今後していきたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井繁行委員

今のところ、具体的に青写真等はないという話でしたけれども、今後これが可決承認されて徐々に具現化されるというか、実現に向かって行くときにはもちろん計画できてくると思いますので、その都度ご報告というか、周知していただけるとありがたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

そういった中で、そういったものを作成、もしくは計画づくりが進行する中でお示しできるようなものができてくれば、お示しをしていきたいと考えています。

○宮嶋 謙委員

関連なんですけれども、かすみがうらアクティビティコミッション自体が事業を運営して、これ収益を上げていくわけですか。ちょっとその位置づけが、公費を入れてそれをPRに使って、地元のお店とか交流人口を増やすことで事業者にお金を使っただけが目的なのか。それとも、このコミッションという組織自体が事業運営して利益を上げていくものなのか。ちょっとその組織の性格といいましか、位置づけがよく分からないので、今回は国からの補助金100%だから、市の持ち出しはないということかもしれませんけれども、今後いろんな事業をやる上で、補助金、補助金といってお金がどんどん流れていって、どこに行ったか分からなくなってしまったみたいなことにならないためにも、その事業計画とか収支報告とか、そういったものが必要になるんじゃないかなと思うんです。取りあえず、求めたいのは、この1,100万円の使い道がどうなのかの明細と、それから今後のこのアクティビティコミッションの事業計画についての報告をいただきたいんですけれども、できますでしょうか。

○観光課長（貝塚裕行君）

まず、今年度この1,100万の事業計画の中身ですけれども、こちらまずキックボードツーリングということで新たなアウトドアレジャー、これはスポーツというか、レジャー的な要素は強いかもしれませんが、人を呼び込むための取り組みとして、こちらに正確ではないですけれども、400万円ほど。それから自転車のライトユーザーということで、ガイド付きのサポートが帯同する少人数のツアー、こういったものに対して約390万円。それと湖上のアクティビティとしてやっていく事業のほうは約110万円、これらの取り組みのPRといたしまして約220万円ということで現在計画をしてございます。

今後のアクティビティコミッションの取り組みということでございますけれども、スポーツコミッションということもございまして、当初計画の中でまだ詳細を詰めているところですが、自転車の競技ということで実業団のレースを今年度計画してございまして、そういったレースの誘致というか開催、こういったものもスポーツコミッションの中で取り組んでいきたいというふうに考えています。

それと、地域の取り組みとしましては、この自転車サイクリングの中で、ガイドつきもそうですけれども、農家を巡ったり、昨年度実施しているライドハンターズBBQというのは、農家のところへ行ってある程度バーベキューをする食材をそこで調達したりということもございます。当面そういった形で参加型のスポーツのほうを広げていきたい。サイクリングを広げていきたいというところを考えておりますが、具体的にどうこうというのは持ち合わせてはいないんですけれども、将来的にはそういったスポーツ、競技、そういったものを通じてある程度歳入収入のほうも補助金だけではなくて、考えて運営をできるようにしていきたいというふうには現在のところ考えております。

○宮嶋 謙委員

この実際の事業主体、事業を請け負ってやる業者というのは、その一般社団法人になるのですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

実際に事業を行うのはこのコミッションですので、先ほど説明しました4者がこの事業には実際に当たりまして、事業の例えば必要な資材とか、そういったものはそれぞれの専門の業者のほうに依頼をするという形になろうかと思えます。もしくはイベント開催時に必要な人員等については、例えばアルバイトの方を雇うとか、そういった経費がこのアクティビティコミッションのほうから支出が必要になるというところがございます。あと、必要な機材、リース物品、そういったものもコミッションのほうから支払うということになります。

○宮嶋 謙委員

4者といっても、実際はかすみがうら市と観光協会は、それに割く人員はいないわけですよ。未来づくりカンパニーにしても、こういう事業の計画に参加することはできるかもしれませんが、運営そのものはそんな陣容はないですよ。どうなのですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

ここは、4者それぞれ役割分担をしまして、全てを観光協会と市が中心になってということではなくて、例えば地元の調整が必要なものは市なり観光協会が中心となって動く。それから自転車については、それを専門的に業務としている一般社団法人ルーツスポーツジャパン、こちらがサイクリングの企画だとか、そういったのは中心に企画を練るという形で役割分担をする。それと未来づくりカンパニーのほうは、その地域の交流センターを中心に活動しているということもありますので、未来づくりカンパニーが培ってきた地元との連携だとか、そういったものを含めて4者でそれぞれの役割分担をしながら事業のほうは取り組んでいきたいと考えています。

○宮嶋 謙委員

ありがとうございました。

ぜひ、その企画運営のためにお金がつぎ込まれるだけではなくて、地元の業者なり市民なりにお金がきちんと入ってくるような仕組みづくり、運営をぜひ心がけていただきたいというふうにお願いです。

それから、ちょっと確認だけですが、その下のあゆみ庵のところ。これ私の認識不足だと思うんですけど、観光の里という名称というのは、以前からあったのですか、この辺は。

○観光課長（貝塚裕行君）

観光協会、もしくは市のホームページ等でも、観光の里という表現は使ってはいません。こちらはそういった中では、例えば施設であるあゆみ庵としての紹介、もしくは民家園としての紹介をこれまでもしてきたところです。今回、この歩崎の園地整備ということで、園地というところ下の芝生の広場も園地ということで歩崎全体が歩崎公園ということですので、あゆみ庵と民家園のあるあそこの公園を整備したときの事業名が観光の里事業ということでやった関係もありまして、今回、括弧書きではございますけ

れども、観光の里ということで入れさせていただいております。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 36 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、総務部危機管理課所管分につきまして、大和田課長から説明いたします。よろしく申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○危機管理課長（大和田 浩君）

危機管理課長の大和田です。危機管理課所管の補正予算について説明をいたします。

まず、歳入について説明をします。

議案集②の 16 ページをご覧ください。下から 2 段目になります。

21 款諸収入、5 項雑入、7 目雑入、1 節雑入のうちの自治総合センターコミュニティ助成金の 160 万円であります。

本件は、一般財団法人自治総合センターが実施します宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業による助成金であります。具体的には、牛渡下郷自主防災組織の活動に係る助成金としまして昨年 11 月に県を通じて同財団に申請をしまして、今年 4 月 6 日に助成を決定した旨の連絡があったものであります。

次に、歳出について説明をいたします。

議案集②の 18 ページをお願いいたします。下の段です。

9 款消防費、1 項消防費、7 目災害対策費、18 節負担金、補助金及び交付金の 06 災害対策事業（政策）の 160 万円であります。

本件は、歳入で説明をいたしました自治総合センターコミュニティ助成金に係る歳出として計上しております。具体的には、牛渡下郷自主防災組織の活動に資する防災倉庫、発動発電機、災害対策用品などの整備に係るもので助成率 100%の助成事業であります。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今の市の自主防災組織の団体数、これを地区別に霞ヶ浦地区、千代田地区、あるいは下稲吉地区と分かれば。あと今設立の準備に入っている組織数について、教えていただけますか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

現在、自主防災組織につきましては 13 組織ございます。具体的にはグリーンランド区、逆西区、戸崎

原、上高谷、第二千代田南団地、シティーナ神立団地、深谷2区、稲吉東2区、大塚団地、牛渡下郷、栗田、新生、下中地区であります。現在、結成準備に入っているところについては、今年はまだ説明に上がっておりませんので、掌握はしておりません。これから掌握に入るところであります。

○設楽健夫委員

発電機等は、その設置については避難所だとかそういうところで既に避難所があるところもあるというふうに思いますけれども、その自主防災組織が各地につくられ始めていますけれども、発電機を設置していくその順位づけとか、そういうあるいはこれからの配布計画とか、そういうものは出来上がっているのですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

自主防災組織に対して発動発電機等を配布する計画はありません。自主防災組織は地区の皆さんが自主的に集まって防災活動をする組織でありますので、それに対して市のほうとしては、毎年2万円の補助金は出しておりますが、発動発電機などについては、特に配布する計画にはなっておりません。このような助成金を活用して設置していただけたらということで、昨年度につきましては、大塚団地のほうに助成が決定しまして、今年度は牛渡下郷という形となっております。

また、この助成金につきましては、令和3年度につきましても、コミュニティ助成事業という形で周知されておりますので、これは去年もやっているんですけれども、それぞれの自主防災組織のほうにこのような助成事業があるということで周知していきます。

○宮嶋 謙委員

ちょっと関連になりますけれども、これから梅雨と台風の季節で、避難者が出るたびに避難所の雨漏りとかテレビがないとか、いろいろその都度ご意見いただいていると思うんですけれども、そういったものへの対策というのは今年は万全なのでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

昨年度、避難所を開設するような災害がありませんでしたので、避難所としてそのような施設に不具合があるかというのは掌握しておりません。今、委員のほうから、そのような話がありましたので、それぞれの建物を所管する課のほうにヒアリングをして、現状を確認したいと思います。

○宮嶋 謙委員

一昨年でしたか、大雨、台風ですか。一昨年かな。千葉県でも大きな被害があって大きな送電線が倒れたりとか、行方市でも風が吹いて建物がひっくり返ったりなんかして。確か、この議会の中でも雨漏りの問題とか話題になったような気がするんです。ちょっといつどの段階でと記憶にないですけども、それが去年、災害、避難がなかったから、話はもう消えてしまったということなので、これうまくないと思うんです。また大雨が降ったら同じクレームが来て、また何もやらないで時間が過ぎていくということになってしまうと思いますので、いま一度、しっかりと確認していただいて対応できるものは、ぜひ季節の前に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○来栖丈治委員長

危機管理課長から答えてはもらいますが、本案は、自治総合センターコミュニティ助成事業ですので、それとは直接的本案との関連は薄いかなと思っておりますが、いかがですか。

○宮嶋 謙委員

そういう問題を今回の第4号補正予算に盛り込まなかったのはなぜですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

過去の議会等の発言等を確認しまして、状況を確認して、それぞれの担当する所管の課と調整させて

ください。

○佐藤文雄委員

財源振替とありますね。いわゆる国県の支出金から地方債に替えた。これなぜなのでしょう。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

説明させていただきます。

こちらの財源振替、18ページの災害対策費災害対策事業のところだと存じますけれども、この災害対策事業につきましては、当初予算におきまして、防災倉庫の整備の予算を当初予算でご可決いただいております。その中身といたしましては、基礎工事が396万円、防災倉庫が1323万3000円でございます。こちらの財源振替の額のところの国県支出金のところにありますように、1719万3000円のところの部分の事業費を計上させていただいております。

そのときにおきましては、当初先ほども話題に上っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる計画でございましたが、先ほど、私のほうで説明をさせていただきましたように、1億9900万円余りの額が既に充当されてございますので、そちらの充当ではなくて、今回、地方債の充当をさせていただくという補正予算を組ませていただきました。その理由でありますけれども、こちらの地方債の計上でございますが、先ほどコロナウイルスにつきましては、事業費に対しまして100%の充当が見込まれてございますけれども、こちらの新型コロナウイルスの臨時交付金につきましては、ほかの事業に充てるということで、ほかの事業につきましては、今回の起債等の対象にはなってございませんので、有利な財源を充てるということで、こちらの100%の臨時交付金を充てさせていただいております。また、こちらのこの防災倉庫の整備事業債につきましては、代替りの財源といたしまして、緊急防災減災事業債というのがございます。そちらにつきましては、充当率100%、交付税措置70%の充当措置でございますので、そちらの有利な財源を充てさせていただきまして、財源振替をさせていただくというような内容の予算計上となっているものでございます。

○佐藤文雄委員

結果的に臨時交付金というか、これが満杯で使われたと。そうするとこの分が国の地方創生臨時交付金を充てるのが難しいと。有利な財源と言われていた今言った減災・防災ですか。それを確保するふうに切り替えた。結果的にはその分は70%の交付率で、後で交付されるという中身ですから、ちょっと借金が増えるということはない。借金になるということ自体は同じですね。どうですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

起債を充てるということに関しましては、今ありましたように市債が増えるというような内容になってよいと思います。当初予定しておりました臨時交付金の充当する事業でございますけれども、そちらにこの100%の臨時交付金を充てないとしますと、一般財源で対応しなければならなくなってくるということでございます。そちらにしますと、1年間でその一般財源を対応するという、この分を臨時交付金に充てるとなると、1718万3000円の一般財源を準備しなければいけないということになってございます。その代わりに、ほかの事業にその分を臨時交付金を充てまして、今回の事業につきましては、臨時交付金よりは充当率が下がりますけれども、交付税措置が70%ある起債を借り入れるというような予算措置をするということでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。 [午後 3時54分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時05分]

次に、議案第37号 公用車による事故の損害賠償額及び和解についてを議題といたします。

総務部から、特に説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第37号 公用車による事故の損害賠償額及び和解につきましては、補足の説明資料を提出しておりますので、資料の内容につきまして、検査管財課の加藤課長及び総務課の豊崎課長から順次説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○検査管財課長（加藤洋一君）

それでは、議案第37号に関する補足説明書についてご説明いたします。

まず、公用車による保険適用の事故件数でございますが、過去5年間の状況となっております。一番多い年度が平成28年度で18件、一番少ない年度が令和2年度で8件で、ほとんどが相手を伴わない事故でありまして、令和2年度で見ますと、8件中7件が駐車場に入れる際、ミラーをこすったなどの相手を伴わない事故となっております。

次に、公用車任意保険の概要ですが、保険の種類としては2種類の保険に加入をしております。

1つ目としまして、自動車損害共済、こちらは全国自治協会というものでございまして、公用バス以外の公用車が加入をしているものです。

補償の内容としましては、対人対物補償、これが無制限、それから死亡後遺障害共済金、こちらはけがの場合も対象となっております、1人につき上限が1,500万円の補償となっております。また入院につきましては、1日につき6,000円、通院については4,000円の補償でございます。加入の台数といたしましては134台、こちらは消防車両等も含んでの台数となっております。掛金については総額275万8140円でございます。

次に二つ目の保険になりますけれども、こちらは公用バスが加入しているものでございます。

補償内容については、先ほどと同様、対人対物が無制限、それから人身傷害こちらは運転者及び搭乗者ともに1人につき上限5,000万円となっております。

公用バスにつきましては、一般の方も搭乗することから人身傷害のほかにもオプションとしまして搭乗者傷害の1,000万円の上乗せの補償に加入しております。入院につきましては、1日につき1万円、通院が5,000円の補償となっており、加入台数が6台、掛金が総額で54万6500円でございます。

○来栖丈治委員長

続いて、説明を求めます。

○総務課長（豊崎伴之君）

それでは、引き続き説明いたします。

まず、委員会から資料の請求をいただきました職員の交通事故や違反、これによる懲戒処分につきましては、職員の身分取り扱いに関することという観点から情報公開等において非公開が原則とされているものでございます。しかしながら、市政に対する信頼に影響を及ぼすような非違行為については、これを公表することにより信頼回復を図るとともに、職員全体の服務規律の確保や同種事案の再発防止を目的とし懲戒処分の公表基準を定め対応しているところでございます。こうしたことを踏まえての資料ということで、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは、資料内容について申し上げますと、最初に1番としてありますように、職員の交通事故や交通違反につきましては、その発生原因や状況、過失の割合などにより総合的に判断し、資料にありますような懲戒処分や矯正措置、あるいは不問といった対応とする基準となっております。このうち今回の公用車の交通事故のような公務中のものにつきましては、懲戒処分の公表の基準により懲戒処分があった場合に公表の対象とされているものでございまして、その過去10年間の状況につきましては、2番にありますように該当するものはございません。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

資料ありがとうございました。

それで、これ令和3年度は何件ありましたか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

まだ集計の段階であります、4件でございます。

○矢口龍人委員

それで、こすったとか、軽度な事故だというようなお話ですけれども、要するに、事故車で1人で何回も公用車にダメージを与えている職員がおると思っておりますけれども、内容はどのようになっていますか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

事故の内容につきましては、ほとんどの場合が運転者の不注意で、よそ見であったり、そういったことでこするすとか、あるいは雨が降ったときに水たまりに気を取られて縁石にぶつかったとか、そういったケースであります。

○矢口龍人委員

職員で何度もこういった事故を起こしている方はいませんか。

○総務課長（豊崎伴之君）

先ほども説明しておりますように、交通事故の内容、そういったものにつきましては、処分も含めて

職員の身分取り扱いに関する事ということ、これ以上ご説明することはございません。

○矢口龍人委員

それならそれでもいいんですけども、先ほど懲戒処分についての内容として、職員としての綱紀粛正という点でも非常に重要な部分だと思うんです。このデータを見せていただくと、交通事故違反発生なしというふうに出ているんです。これがなしの状態なのですか。これなしという状態で担当課ではそういうふうな捉え方をしているのですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

先ほども説明で申し上げましたが、懲戒処分として免職、停職、減給、戒告となったような事故違反はなしということでの説明でございます。

○矢口龍人委員

例えばじゃないですけども、今回のこの議案の内容を見ると、交通違反によってものを破損したという内容だと思うんですけども、これはどういう扱いになるのですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

先ほど申し上げましたように、懲戒処分の対象となるような事故ではあれば公表されるということでございます。

○矢口龍人委員

こうやって議案として提出するのであれば、その辺の責任の部分も明らかにして、そして一緒に出すべきだと私は思いますけれども、いかがですか。副市長、どうですか。

○副市長（横瀬典生君）

お話を申し上げます。今、豊崎総務課長が基本的なところをお答えしております。そのとおりでございます。要するに懲戒処分に当たらないというものは公表しないというのが原則でございます。それはご理解をいただきたいと思っております。

○矢口龍人委員

この資料を見ると、過失割合が7対3でしょう。それでこの図面見ると県道に停止しないで飛び出して、それでぶつかったというんですよ。だから7対3の過失割合じゃないですか。そういうものに対して懲戒処分に値しないというその根拠を教えてくださいませんか。ちょっと身内に甘いのではないですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

一般職の職員の懲戒処分に関しましては、こちらの資料の3番にありますように、市職員の懲戒処分の基準に関する規定ということで、処分あるいは措置の基準を設けておまして、これに基づきまして対応している状況でございます。

○矢口龍人委員

私は懲戒処分の公表に関する基準を見ているんですけども、公表の対象、処分執行上の行為、またはこれに関連する行為に係る懲戒処分となっているんです。だから、懲戒処分の基準例の中でも、ものを破損し損害を与えた場合、これまさしく市に損害を与えているわけです。それで、交通違反だと。これ交通違反、これ警察のほうは物損事故で処理しているのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

当日、警察に来ていただいて物損事故として扱っております。

○矢口龍人委員

それで交通違反に対してはどうだったのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

そのようなことは聞いておりません。罰金等の処分はなかったというふうに思います。

○宮嶋 謙委員

令和3年度ほぼ2カ月で4件ということで、このまま行くと年間通すと結構な事故、そのまま単純に計算するとなってしまうということだと思うんですけども、事故抑制することが一番大切だと思うんです。現状ドライブレコーダーなんかは、公用車には搭載されているのでしょうか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

私どもで管理している公用車については、全車ドライブレコーダーが設置しております。

○宮嶋 謙委員

そうしますと、事故に際してデータの分析等はされているのでしょうか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

今回の事故に関してもそうですが、ドライブレコーダーを検証し、相手の保険会社にも見ていただいて検証をしております。また、全職員に対しまして、パソコン上での庁内掲示板、これを利用して、安全運転の徹底について注意喚起を行っております。

また、昨年、令和2年度におきましては、令和元年度の事故の状況を分析しまして、16件のうち、12件が月曜と木曜に集中していたということもありまして、それを踏まえまして、月木運動と題しまして、注意喚起をしたところでございます。

○宮嶋 謙委員

それなりに対応していただいているということですが、令和2年度は少し減りましたけれども、令和3年度はちょっとよくない情報が出ているということですので、具体的に車に乗る方、車に乗る業務についての方については、そのデータをみんなで見ながら注意喚起をする等々、ぜひ強化していただいて、今年度ワースト記録更新しないように、ぜひご対応をお願いします。

○検査管財課長（加藤洋一君）

ドライブレコーダーもそうですが、職員の意識を向上させるように注意喚起もしながら取り組んでいきたいと考えております。

○設楽健夫委員

資料にもありますけれども、保険の2種類に入っているということですね。前にもちょっとお尋ねしたことあるのですが、この割引率といいますか、保険料率といいますか、保険金の金額というのはどういうふうに決められているのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

まず、全国自治協会の保険につきましては、等級などは決まっておらず、車両の種別によって金額が決まっております。事故があってもなくても毎年同額というような保険でございます。

一方、民間のほうにつきましては、通常の等級ではなくて損害率というものが保険会社で決まっております。こちらは事故に応じて保険料が上がるようなシステムでございます。

○佐藤文雄委員

これは重大な事故なんだよね。一時停止違反ですよ。ましてやこの国道354号線でしたっけ。国道354号線のメイン道路に突っ込んだことになるんですよ。これで懲戒処分の対象にならないこと自体がおかしい。これは、懲戒処分の委員会があるんですね。あるんですか。懲戒処分をする委員会、これで決めるんですか。お答えください。

○総務課長（豊崎伴之君）

分限懲戒等審査委員会というものがございまして、その委員会において審議されるものでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、庁内の部課長のレベルの方が、この判断をするというのが通常だというふうに理解してよろしいですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

委員会の構成につきましては、庁内の各部長職及び副市長で構成されてございまして、例規のほうにもそちらは掲載してございます。

○設楽健夫委員

この安全運転の指導については、安全運転管理委員会というのがありますよね。ここでは、こういう重要な事故については、この職員に対して当然注意喚起、あるいは指導内容が入ると思うんですけども、それはこういう事故の場合には、それを発しているのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

庁内に安全運転管理者という者が約 10 名ほどいます。毎年その方に集まっていたいて、前年度の事故の状況ですとか、それに対する安全対策等を話合う場を設けてございます。

昨年度につきましては、新型コロナの関係もありまして集まる機会がなかったわけですが、私どものほうで資料を作成し、安全運転管理者に周知をしまして、前年度の事故の状況、先ほど申し上げたような、例えば、何曜日に事故が多いのかとか、何時頃が多いのかとか、そういった分析をしながら、それに対する対策、そういうものも周知はさせていただいて、注意喚起をしている状況でございます。

○設楽健夫委員

安全運転管理委員会の中では、この市の公用車についてのアルコールのチェックとこういう重要な事故についても、やはり分析をして、そういう文書を出していると思いますけれども、我々のほうにもその直近でも構いませんけれども、それを見せていただけますか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

今年度については、まだ資料ができておりませんが、昨年度の安全運転管理者に対する資料がございしますので、提出させていただければと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[[「異議あり」と呼ぶ者あり]]

○来栖丈治委員長

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 39 号（仮称）千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第 39 号（仮称）千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事請負契約の締結につきましては、追加の説明はございません。よろしく願います。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

本来は設計の段階で聞きたかったんですけども、S造鉄骨造で2億円で、延床からすると坪単価がかなり高い気がするのですが、市役所のほうで換算すると坪幾らの建物ですか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時30分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時31分]

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

坪当たりの単価に直しますと、契約額でいきますと約14万1000円程度のものになるということになります。

○古橋智樹委員

すみません。それ計算合っていますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

大変失礼しました。84万7000円となります。

○古橋智樹委員

これは契約なので、契約請け負われる方を一切責めるつもりで言っているわけじゃないのですが、利用人数とかを想定すると、この契約額はかなり批判を浴びるものになってしまうと私は心配するのですが、例えば、南小学校ですか。あそこだって欲しいという意見あるわけです。ですから、こんな立派なものを建ててしまって向こうにないというのは、私は非常にバランスが取れていないのかなというふうに言わせていただいて私の質問終わりです。

○矢口龍人委員

この千代田中学校の義務教育学校の工事をやっている会社はJVでしたっけ。確認させてください。

○検査管財課長（加藤洋一君）

今回落札をした田中・宮本特定建設工事共同企業体は、昨年落札をした千代田中学校の建築工事を請

け負っております。

○矢口龍人委員

千代田中学校の義務教育学校の工期はいつまであるのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

詳細は分かりませんが、来年の4月が開校ですので、3月頃が工事の工期かと思います。来年の3月です。

○矢口龍人委員

そうしますと、本来であれば、追加工事という感覚なのかなと私は思うんです。同じ敷地内でこの工事を発注したということは、追加工事であれば、いろんな面で諸経費が浮くんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えなのですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

工事としましては、千代田中学校の義務教育学校の建築とは別ものと考えております。ですので、入札に当たっては、近接工事とか、そういうものには該当しないということでございます。

○矢口龍人委員

要するに私が言いたいのは、現場管理費の問題なんです。現場管理費はどのように考えていますか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

現場管理費につきましても、近接工事ではありませんので、別々の工事となり、それぞれ現場管理がございまして。

○矢口龍人委員

今、千代田中学校の校舎を造っている仮設の事務所とか仮設の鉄板とか、そういうものは流用するんじゃないですか。あれ完全に別物として扱うのですか。そういうことであれば、非常に業者と業者の要するに入札に対して不公平だと思うんだよ。例えばそういうふうに現場管理費が発生しないのであれば、その分は値引きしてもらおうのが私は筋だと思うんですけども、その辺のお考えはどうですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

先ほども申し上げましたとおり、近接工事の扱いではございませんので、それぞれ現場事務所ができるなり、現場管理としては別のものであるということでございます。

○矢口龍人委員

いや、それは皆さんがそういうふうにするかもしれないけれども、このJVね、田中・宮本JVでは、そんなふうな扱いじゃなくて、要するに相通じるところは使うようにすると思います。ですから、本来であれば、もっと安くできるわけなんです。同じあの事務所、仮設事務所使ってもらっていいじゃないですか。同じ会社がやっているんですもの。その分だけ安くなるんじゃないですか。現場管理費が。どうしてそういうふうな方向に向けられないのですか。この緊縮財政の大変な中で、少しでも安くあげるとなれば、そういうことも考えてもらえないんじゃないですか。仮設電気だつて何だつて使えますよ。わざわざ新たにしているのですか。2本も3本も。そんな無駄な経費というんじゃないですか。副市長どうですか。

○副市長（横瀬典生君）

いろいろとご意見をいただきましたが、先ほど課長が申し上げたとおりでございまして、一定のルールにやるということになりますので、多分、矢口委員がおっしゃるような整理はなかなかできないというのが実態だというふうに思います。

○佐藤文雄委員

私は、一般質問で入札問題をやって、いろいろ提案をしたりしていましたが、やはりこの最低制限価格がかなり邪魔しているというふうにするんです。例えば、1億円以上は最低制限価格とつらうということになれば低入札価格という形になりますし、このいわゆる田中・宮本JVがかなり安く札を入れることができたんじゃないかなというふうにも思われるんです。そういう点で、この最低制限価格制度の矛盾がここに表れているんじゃないかなと思うんです。条件そのものを本来であれば、この条件を変えるべきだったんじゃないのでしょうか。いかがですか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時39分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時39分]

○検査管財課長（加藤洋一君）

委員おっしゃるような最低制限価格ではなくて、低入札価格制度ということも一つの方法かもしれません。ただ、今、当市で行っている最低制限価格、そういったルールのもとで入札をしておりますので、今後、検討課題とは捉えておりますが、現状では、このルールにのっとって入札をしております。

○来栖丈治委員長

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

（執行部 退席）

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時40分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時42分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それではないようですので、以上をもって、令和3年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変長時間にわたり、ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後4時42分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 来 栖 丈 治